

ふくしまの復興・再生に関する要請書

【平成26年10月】



福島県町村議会議長会

会長 目黒 静雄

ふくしまの復興・再生に関する要請

未曾有の被害をもたらした東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故から、3年半余が経過した。

この間、我々町村は、住民の安全・安心を確保するため、そして、本県の早期復興のため、一丸となって邁進してきたが、本県の真の復興を果たすために不可欠な原発事故の収束は、廃炉に向けた取組みも緒に就いたばかりであり、また、汚染水問題など早急に解決すべき課題も抱えており、収束とは程遠い状況にある。

加えて、事故によって飛散した放射性物質は、我々から平穏な暮らしと恵み豊かな大地を奪い去ったばかりか、今も本県復興の大きな妨げとなっている。

また、「平成23年7月新潟・福島豪雨」では、只見川流域の市町村にとって地域生活交通の要となっているJR只見線の鉄橋が流出する被害が発生しているが、全線復旧を図るためには85億もの復旧費と4年を超える工期が必要とされ、現在も復旧の見通しが立たない状況にある。

今、本県は、大地震、大津波、原発事故、そして豪雨災害と県下全域にわたる災害・事故からの復興に県民一丸となって邁進しているところであるが、本県が本格的な復興・再生を果たすためには、解決すべき諸課題が山積している。

については、この山積する諸課題を解決し、ふくしまの復興・再生を図るため、次の事項の実現を強く要請する。

I. 東日本大震災からの復旧・復興対策

1. 集中復興期間の延長と予算の確保

平成27年度までとされている集中復興期間については、復興が成し遂げられるまで延長を図ること。また、その間は、東日本大震災復興交付金等震災関連交付金等の復興予算を別枠で確保するとともに、震災復興特別交付税による財政措置を継続すること。

2. 復興交付金について

復興のステージの高まりに合わせ、さらに使いやすい弾力的な交付金体系を構築すること。

また、書類・手続きの簡素化を図るとともに、復興局へ権限移譲等を行い、事務処理の迅速化を図ること。

3. インフラ整備の促進について

地震・津波によって被害を受けた道路、防潮堤をはじめ「ふくしま復興再生道路」等復興・再生に向けた道路ネットワークの整備など、インフラ整備を促進すること。

また、市町村の復興計画に位置付けられている被災地と内陸拠点、防災拠点、医療拠点、産業地域を結ぶ市町村道の整備について、地震により甚大な被害を受けた内陸部においても社会資本整備総合交付金（復興枠）が採択可能となるようにすること。

4. 被災自治体に対する人的支援について

被災自治体に対する職員派遣等の人的支援が中・長期に亘り円滑に行えるよう、平成27年度以降も派遣体制の整備と財政措置を講じること。

特に、被災町村の復興計画に基づいた事業の実施に係る専門的知識や技能を有する技術系職員など、国等関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと。

5. JR常磐線の全線復旧について

被災地の復興を促進させるためにもJR常磐線の早期全線復旧を指導するとともに、現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件の緩和等を行い、財政支援を講じること。

また、避難指示区域の見直しに合せ、運転区間を順次延伸するよう指導すること。

6. 常磐自動車道復興ICの設置と4車線化について

被災地の復興を促進させるため、広野IC～南相馬IC間に復興ICを設置するとともに、いわき中央IC～相馬IC間の4車線化を図ること。

7. 土地利用に係る規制緩和について

被災地の意向に沿った復興が計画的かつ着実に行えるよう、土地利用に係る規制をさらに緩和すること。

II. 原子力災害対策

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保について

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、国内外の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取組み、確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水タンクからの漏えいや使用済み核燃料プールの冷却一時停止など、重要な設備におけるトラブルが依然として発生していることから、東京電力に対しあらゆるリスクを想定した即時対応可能な代替案の検討など、リスク管理の徹底や今後の廃炉作業を担う現場を管理できる人材の計画的な育成・確保等を求めること。
さらに、これら取組みに対する国の監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 地下水バイパスについては、漁業者等が「苦渋の決断」で放出を受け入れたことを重く受け止め、分析精度の確保と運用目標の遵守が確実になされるよう監視を徹底すること。

さらに、地下水の分析状況や海域のモニタリングの実施状況について、国内外へ正しく情報提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

また、「サブドレン」等からくみ上げた地下水を浄化した上で海へ排出する計画については、風評被害等に対する漁業者の懸念を重く受け止め、慎重に対応させること。

- (4) 廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外にわかりやすく説明し、不安の解消に努めること。

2. 福島第二原子力発電所の廃炉について

原発事故という未曾有の事故を経験し、今も苦難を強いられている本県の実情を重く受け止め、県民が強く求める県内全原発の廃炉を実現するため、国の責任において福島第二原子力発電所の廃炉を決定すること。

3. 福島復興再生特別措置法等に基づく施策の実施について

福島復興再生特別措置法、福島復興再生基本方針等に基づく施策については、必要な財源を確保し、確実に実施するなど本県の復興を加速化させること。

4. 福島再生加速化交付金について

被災地の実情や復興過程における課題等を踏まえ、既存の国庫補助・交付金制度で認められとすることは全て可能とするよう制度改善を行うこと。

また、書類・手続きの簡素化を図るとともに、復興局へ権限移譲等を行い、事務処理の迅速化を図ること。

5. 損害賠償等について

(1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下、賠償請求への迅速な対応など被害者優先の親身な賠償を行わせること。

(2) 被害者の負担軽減のため、賠償請求手続きの一層の簡素化を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、賠償請求未了者への周知と誠意ある丁寧な対応を徹底して行わせること。

また、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示させるとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払いを遅延させないようにすること。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を積極的に受け入れさせ、迅速に賠償させるとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず直接請求によって一律に対応させること。

また、和解仲介案において、多くの被害者に共通する損害については、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。

(4) 長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償の対象となる地域の設定にあたっては、地域の実情や住民、市町村の意向を十分に踏まえ、混乱や不公平が生じないようにさせること。

また、一律賠償額を超える個別具体的な損害についても、誠意をもって対応させること。

(5) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、紛争審査会において関係市町村から意見を聴取するなど、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再開のために必要な期間を確実に確保すること。

- (6) 住居確保に係る損害の賠償にあたっては、被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人ひとりの事情に応じた賠償が柔軟かつ迅速になされるようにすること。また、移住先における宅地の取得費用の算定にあたっては、地価の動向を踏まえ、柔軟に対応すること。
- (7) 個別評価による家財等の賠償基準を国が前面に出て早急に示し、賠償金の支払いを速やかに開始させること。
- (8) 帰還等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、個別具体的な事情への対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行わせること。
- (9) 風評被害に係る賠償にあたっては、事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、早期に事業を再建することができるよう、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の立場に立った賠償を行わせること。
- (10) 自主的避難等に係る賠償にあたっては、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償を行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応させること。
- (11) 住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償を行わせること。
また、原発事故によって生じた税収の減収分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。

6. 放射性物質の除染等について

- (1) 除染は、原発事故前の環境を取り戻すために不可欠であるので、除染の長期目標である追加被ばく線量年間 1 mSv 以下は堅持すること。
また、既に計画された除染は、国の責任の下、迅速かつ確実に実施・推進すること。
- (2) 高線量である帰還困難区域の実態を踏まえた安全かつ効果的な除染手法を確立するための技術開発を行い、早急に帰還困難区域の除染を実施すること。
- (3) 除染廃棄物の減容化技術の確立と減容化施設の設置を推進すること。

- (4) 除染が終了した地域においても、その後の線量実態に応じて追加的除染を実施できるようにすること。
- (5) 除染に係る費用は長期にわたり莫大な額が見込まれるところであるが、国が責任をもって確実に負担すること。
- (6) 中間貯蔵施設の設置にあたっては、地元自治体並びに住民に対し丁寧な説明を行い、住民等の意向を十分に踏まえた上で、国が責任をもって設置するとともに、最終処分場としないことを明確にすること。
- また、搬入ルートでの維持管理や運送の安全対策、そして施設周辺対策を明確にし、国が責任をもって講じること。
- 特に、輸送基本計画案で示された「積込場」については、市町村の意見を十分踏まえた上で、住民理解が得られるよう必要な規模や設備などの設置基準、維持管理に係る安全対策等を明確に示すこと。
- (7) 県土の約 71%を森林が占める本県にとって森林の除染が重要であることから、地域の実情に沿った森林の除染が実施できるようにすること。特に間伐は、本県による実証事業により除染効果が認められており、また、間伐材も復興資材やバイオマスとして有効利用できることから、間伐等を森林除染の方法として位置づけること。
- なお、地域によっては、樹皮や枝葉等が高線量を示す場合があることから、それら高線量を示す樹皮・枝葉等の処分方法を検討すること。
- (8) 農業用ダム・ため池の除染にあたっては、万全の支援策を講じるとともに、除染特別地域内については、事業代行制度など国による実施体制を構築すること。また、河川・湖沼等も除染の対象として位置付けること。なお、環境省の除染ガイドラインで除染対象外とされた農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼について、環境回復の観点から除染の対象に位置付けること。

7. 専門教育の場の設置について

効果的な除染や放射性物質の吸収抑制対策等の技術開発の充実・強化を図るため、県内の大学に農業と環境保全・放射能等を関連させた専門教育を受講できる学部を創設し、研究員等の育成確保を図ること。

8. 特定廃棄物等の早期処理について

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える下水汚泥や浄水発生土、焼却灰等（特定廃棄物）を早急に処理すること。

また、8,000Bq/kg 以下であっても地元住民等の理解が得られず、埋め立て処分等ができないため各施設内での一時保管を余儀なくされていることから、早急に有効な対策を講じること。

9. 風評払拭及び風化防止について

原発事故に伴う風評により、県内のあらゆる分野において様々な実害が今も生じていることから、国において科学的根拠に基づく正確な情報を国内外に発信するなど、風評の払拭に努めるとともに、市町村等が行う風評対策や農林水産物をはじめとした県産品の販路拡大などへの取組みに対する財政支援を継続・拡充すること。

また、時間の経過とともに、原発事故が本県だけの事故として矮小化するような風潮の拡大が懸念されることから、国として風化防止に取り組みこと。

10. 「野生きのこ」に係る出荷制限について

現在、県内ほぼ全域（平成 26 年 8 月現在：59 市町村中 54 市町村）において「野生きのこ」の出荷制限が指示されているが、「野生きのこ」は多品種であることから、出荷制限にあたっては、山菜などと同様に品種ごとの出荷制限とすること。

11. 避難指示区域（解除区域も含む）の復興と避難者への生活支援

- (1) 避難指示区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開、道路や上下水道の復旧・整備や飲用井戸水の確保を図ること。
- (2) 帰還まで長期を要する地域の荒廃抑制・保全に努めるとともに、市町村の実情に応じた復興拠点の整備など、将来の住民帰還に向けた環境整備を図ること。
- (3) 長期避難者のための生活拠点の整備を推進するとともに、特に復興公営住宅の早期完成に向けた支援を強化すること。

- (4) 被災者が恒久住宅へ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまでは、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間借上住宅等も含む）の供与期間の延長を図ること。
- (5) 避難指示解除後における地域振興を図るため、交流人口の増加等につながる地域振興施設の整備に対する新たな支援制度を創設すること。
- (6) 商業施設の再開や新規出店に対し、特例補助による財政的な措置を講ずるとともに、営業継続に対する支援を行うこと。
- (7) 復興のためのまちづくりを促進させるため、土地取得及び土地造成と一体的に附帯事業の実施が可能となる財政措置を講じること。
さらに、山間地に位置する被災町村においては、企業誘致や宅地整備等を行うためには大規模な土地造成が必要となることから、国有林の無償譲渡や津波エリアでの復興事業における残土の活用など、土地造成に対する新たな支援措置を講じること。
- (8) 内陸部の避難指示区域においても第一種農地の転用が可能となることから、復興特区と同様に、復興整備計画の公表により農振除外の同意があったものとみなすこと。

12. 健康管理対策の強化について

- (1) 原発事故に伴う県民の健康管理にあたっては、健康被害の防止に国が責任を持つこと。特に、空間線量や食品中の放射性物質について様々な見解があることから、国が示した数値について責任をもってその安全性を立証し、県内外の不安を取り除くこと。
- (2) 本県で実施されている18歳以下の医療費無料化の継続に必要な財政支援を講じること。
- (3) 原発事故により医師や看護職員、介護職員が県外等への流出したことにより、特に被災地域の医療・介護供給体制が崩壊の危機に瀕し、医療・介護供給体制の再構築が急務であることから、さらなる医師・看護職員、介護職員等人材の確保及び財政措置を行うこと。
- (4) 避難生活の長期化に伴い、避難者の心身の疲労も極限に達しており、特に要介護者や震災関連死者が時間の経過とともに増加していることから、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者等に対する支援を強化すること。

(5) 原子力災害被災者に対する幅広い支援、居住・避難・帰還を選択する権利の尊重、子ども（胎児を含む。）の健康被害への未然防止等、子ども・被災者支援法に基づき、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を着実に推進すること。

13. 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続について

避難指示等対象地域における医療費の一部負担金、介護保険における利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料等の全額免除に対する国の特別の財政支援を継続すること。

14. 介護保険財政に対する支援について

被災市町村では、要介護者の増加に伴う給付費の急激な伸びにより、介護保険財政が悪化していることから、市町村財政を支援するため、特別調整交付金の増額や介護保険財政安定運営のための新たな交付金制度の創設など、国による財政支援を講じること。

15. 産業の復興と再生について

- (1) 事業停止や事業所移転などを余儀なくされた中小企業に対する支援の充実を図ること。
- (2) 緊急雇用創出基金事業をはじめとする各種施策のさらなる充実を図り、被災地域の雇用の確保に万全を期すこと。
- (3) 新たな時代をリードする産業と新たな雇用を創出すること。
 - ① 新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデルの構築。
 - ② 放射線医学と関連させた医療機器産業振興、創薬開発支援、高齢化に対応する産業づくり。
 - ③ 原子力発電に代わる再生可能エネルギー関連産業などの集積と雇用の創出。

16. イノベーション・コースト構想の推進について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想は、震災・原発事故により甚大な被害を受けた本県浜通りの地域再生のエンジンになるものであり、地元の期待も大きいことから、政府一体となった構想

の推進体制を早急に構築するとともに、構想の具現化に向けて必要な財政支援等を講じること。

特に、国際産学連携拠点や災害対応ロボット技術開発については、構想の要となる事業であるので、必要な予算措置を確実に講じること。

17. 避難指示区域の防犯・防火体制の強化について

避難指示区域の再編や国道6号の全面開放に伴い、警戒態勢が解除された地域の防犯・防火体制のさらなる強化に努めること。

18. 避難指示区域等の鳥獣害被害防止対策について

避難指示区域等への帰還に向けた環境整備を進めるため、地元自治体と連携を図りながら、避難指示区域等における野生鳥獣の生息状況等調査を継続して行い、その結果を踏まえ、有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止対策を講じること。

また、避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域に甚大な被害を及ぼしていることから、これら地域における鳥獣被害防止対策の強化を図ること。

Ⅲ. 平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害からの復旧・復興対策

1. 災害復旧事業について

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定法の施行年限については、被害が広範にわたることや豪雪地帯であることなどを勘案し、現行 3 年間となっているものを、事業がすべて完了するまでとするなど、柔軟な対応を図ること。

2. JR 只見線の早期全線復旧等について

JR 只見線の早期全線復旧を指導するとともに、現行の鉄道復旧支援制度における赤字要件の緩和等を行い、復旧費に対する財政支援を講じること。

また、地元自治体が JR 東日本に対して行う財政的支援及び風評対策等に要する経費について、支援すること。